

## 競争的資金等の不正防止に関する基本方針

オルガノ株式会社 最高管理責任者

制定：2018年6月

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月文部科学大臣決定、平成26年2月改正／以下、「ガイドライン」という。）に基づき、オルガノ株式会社（以下、「当社」という。）における競争的資金等の運営・管理に関する基本方針を以下に定める。

### 1. 責任体系の明確化

競争的資金等の運営・管理を適正に行うために責任者を定める。

#### (1) 最高管理責任者

法人全体を統括し、競争的資金等の取扱いについて最終責任を負う者として、開発センター担当取締役がその任にあたる。

#### (2) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の取扱いについて法人全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、開発センター長がその任にあたる。

#### (3) コンプライアンス推進責任者

競争的資金等の適正な取扱いに関する対策の実施について実質的な責任と権限を持つ者として、開発センター企画管理グループリーダーがその任にあたる。

### 2. ルールの明確化・統一化

(1) 競争的資金等の運営・管理に関わる構成員（研究者、事務担当者、管理者等）とその権限および職務を明確に定める。

(2) 統括管理責任者は、競争的資金等に関する統一的な事務処理のルールを定め、競争的資金等の運営・管理に関わる構成員に対しこれを周知する。

(3) 競争的資金等の運営・管理に関わる構成員は、社内ルールに従って事務処理を行う。

### 3. 関係者の意識向上

コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等の運営・管理に関わる構成員に対して、競争的資金等の受領・使用にあたってのルールや会社の事務処理ルール、不正防止の仕組み等をコンプライアンス教育で周知する。

#### 4. 不正防止計画の策定と実施

統括管理責任者は、競争的資金等の不正使用を未然に防止するために不正防止計画を策定し、実施する。

#### 5. 告発等の取扱い、調査および処分に関する規定

- (1) 競争的資金等の不正行為に関する告発及び相談を社内外から受け付ける窓口を設け、当社ホームページで公表する。
- (2) 社内外から不正行為に関する告発を受けた際は、予備調査を実施し、その結果必要が認められた場合は、委員の半数以上を外部有識者とする調査委員会を設置し、本調査を実施する。
- (3) 告発窓口の運用や調査の実施等においては、告発者、被告発者を保護する方策を講じる。
- (4) 調査の結果、競争的資金等に係る不正が認定された場合は、就業規則等に従って該当者を処分する。
- (5) 競争的資金等に係る物品取得や役務提供等に関して不正に関与した取引先については、期間を定めて取引停止措置を行う。

#### 6. モニタリング

コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等を適正に執行するために、発注・検収・支払等の実施状況および会計書類の確認や物品の実査等の必要な対策を行う。

#### 7. 競争的資金等の使用に関するルール等に関する問合せ窓口

競争的資金等の使用に関するルール等について、当社内外からの問合せを受け付ける窓口は以下とする。

オルガノ株式会社 開発センター 企画管理グループ  
〒252-0332 神奈川県相模原市南区西大沼4丁目4番1号  
TEL 042-702-7821 FAX 042-702-7840

以 上